

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 9月 5日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	東宇治浄化センター換気設備修繕業務		
業務場所	東宇治浄化センター		
委託期間	令和7年10月8日 ～ 令和8年3月31日 175日間		
業務概要及び条件	東宇治浄化センター換気設備修繕業務 (1) ポンプ室給気・排気ファン修繕 一式 (2) 機械濃縮機室排風機修繕 一式 (3) 試運転調整 一式		
予 定 価 格	¥5,093,000 (税込)	最低基準価格	¥3,565,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②下水処理場機械設備の整備業務実績(元請、過去10年以内)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年9月11日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年10月1日(水) 場 所 宇治市役所 本館 8 階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年9月 5日（金）午前9時から
令和7年9月18日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

東宇治浄化センター換気設備修繕業務

仕様書

宇治市上下水道部

水管理センター

第1章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「東宇治浄化センター換気設備修繕業務」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を一般事項及び特記事項に示す。

(業務内容)

第3条 業務内容は、第2章特記事項に示す。

(環境保全)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、当該施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(施設保全)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、当該施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(安全衛生)

第6条 受注者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。万が一事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに担当職員に連絡し、適切な処置を施すものとする。
- 2 作業現場は混乱のないよう適切な人員を配置して現場の秩序を維持し、整理整頓を行い、保健衛生及び安全管理に努めなければならない。
- 3 当該施設のクレーン等機械設備並びにコンセント等電気設備を使用する作業は、事前に担当職員の承諾を得て、十分に安全確認を行った上で使用しなければならない。
- 4 作業は、機器等製造業者の認める基準や方法に基づき安全に行わなければならない。なお、技能資格が必要な作業を行う場合は、専門の資格を有する者に行わせなければならない。

(事前調査)

第7条 受注者は、現場状況や発注図書記載事項その他について綿密な事前調査を行い、状況を十分把握した上で業務にあたらなければならない。

(競合工事等)

第8条 受注者は、競合する工事等がある場合は、競合相手と連絡し、作業の相互進捗を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。なお、競合部分の作業については必要の都度、担当職員と協議するものとする。

(作業時間等に関する事項)

第9条 受注者は、現場での作業実施において、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 作業は、祝日を除く月曜日から金曜日までの平日の日間において、午前9時から午後5時までの時間帯内に制限するものとする。
- 2 作業上の都合で前項の制限から逸脱する必要がある場合は、事前にその理由及び作業内容を担当職員に報告するものとし、承諾を得た場合においてのみ作業実施できるものとする。
- 3 作業実施日は、作業開始前及び終了後に、必ず担当職員に作業内容等を報告するものとする。
- 4 作業の都合上、既設機器や施設の運転停止が必要となる場合は、事前に担当職員に連絡し、作業実施の承諾を得るものとする。
- 5 下水処理の都合上、やむを得ない事由により、担当職員が作業の一時中断を指示した場合は、受注者は速やかに従うものとする。

(承諾又は立会確認が必要な事項)

第10条 受注者は、当該施設内で作業を行う場合、作業用車両の占用駐車場所、作業員の休憩場所のほか作業上支障となるものの仮処置等について、担当職員と事前に協議した上で、承諾又は立会確認を受けなければならない。

(作業終了時の処置)

第11条 受注者は、作業終了時は速やかに廃材及び仮設物を撤去し、作業現場を清掃して原形復旧しなければならない。

(受注者の負担)

第12条 本仕様書・発注図書に定められるもののほか、以下に掲げる事項は、受注者が負担しなければならない。

- 1 業務実施上必要となった軽微な作業費用。
- 2 第5条及び第三者に損害を与えた場合の賠償費用。
- 3 官公署届出手続きにかかる一切の費用。
- 4 その他、担当職員が指示する書類の作成費用。

(提出書類)

第13条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく担当職員に提出しなければならない。

- 1 契約後5日以内に、業務処理計画書（契約書第3条）・着手届（契約書第6条）・業務金額内訳書・工程（予定）表。
- 2 契約後速やかに、業務担当責任者・技術者届及び下請負（委任）通知書。
- 3 現場施工前に、工程（実施）表及び本業務で使用する材料、部品等の材料通知書並びに第2章特記事項に示された承諾函等の承諾申請書類。
- 4 業務完了時に、業務完了届・業務報告書・業務写真（着手前から完了時まで各工程順に整理編集したもの）。

(完了検査)

第14条 受注者は、業務完了届提出後、本市検査職員による検査（契約書第17条）を受検しなければならない。

(業務金額の請求)

第15条 受注者は、業務完了検査合格後、請求書（契約書第18条）を提出するものとする。なお、業務金額の支払いは銀行振込一括払いとする（振込先明示のこと）。

(その他)

第16条 本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第2章 特記事項

1. 業務目的

本業務は、故障により運転不能となっている東宇治浄化センター換気設備の修繕を行い、設備機能の回復と保全を図るものである。

2. 業務名称

東宇治浄化センター換気設備修繕業務

3. 業務概要

東宇治浄化センター換気設備修繕業務

- | | |
|--------------------|----|
| (1) ポンプ室給気・排気ファン修繕 | 一式 |
| (2) 機械濃縮機室排風機修繕 | 一式 |
| (3) 試運転調整 | 一式 |

4. 業務場所

所在地 宇治市木幡北島10番地

施設名 東宇治浄化センター

5. 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

6. 既設機器仕様

(1) ポンプ室給気・排気ファン（添付資料参照）

機 器 名 称	FS-2 ポンプ室給気ファン	FE-2 ポンプ室排気ファン
形 式	鋼板製床置形片吸込シロッコファン (耐震ストッパーボルト付)	
品 番 ・ 番 手	FY-24FKS-AC・#4	
風 量 ・ 静 圧	200 m ³ /min×36 mmAq	200 m ³ /min×40 mmAq
電 動 機	3.7 kW (3φ×200V×4P、防滴保護形)	
重 量	約 250 kg	
製造業者・年	松下精工 (株)・1988 年	

(2) 機械濃縮機室排風機仕様 (添付資料参照)

機 器 名 称	FE-2 機械濃縮機室排風機
形 式	天吊型樹脂製軸流ファン (耐震ストッパーボルト付)
型 式	AEP-45
風 量 ・ 静 圧	3630m³/hr×15mmAq
電 動 機	0.75kW (3φ×200V×4P、防滴形)
重 量	約 48kg
製造業者・年	(株) テラルキョクトウ・1994 年

7. 業務内容

(1) ポンプ室給気・排気ファン修繕

- ① ファンを撤去後、既設同等品以上のファンを設置することとし、既設仕様は「6. 既設機器仕様 (1)」を参照すること。また、設置に併せてたわみ継手についても取替を行うものとする。

設置後、機器名称シールを貼付するものとするが、貼付位置は監督職員の指示によるものとする。

- ② コンクリート基礎及び動力ケーブルは既設を流用するものとするが、ファンの設置にあたり既設の改造が必要となった場合は受注者の負担とする。
- ③ 当該ファンの電磁開閉器及びタイムスイッチを既設同等品以上の器具と取替を行うこと。既設仕様は下記の通りとする。

既設電磁開閉器仕様

形 式	SRC3631-5-1
接 点 構 成	1a1b
コイル電圧	200-220V
メ ー カ ー	富士電機 (株)
個 数	2

既設タイムスイッチ仕様

形 式	TS-1DKP
メ ー カ ー	三菱電機 (株)
個 数	1

(2) 機械濃縮室排風機修繕

① 排風機を撤去後、既設同等品以上の排風機を設置すること

とし、排風機の既設仕様は「6. 既設機器仕様(2)」を参照すること。

なお、設置にあたり、高所作業となることから仮設足場の設置を想定しているが、あくまで参考であり、業務内容を拘束するものではない。詳細は契約後、発注者と協議の上で決定するものとする。

設置後、機器名称シールを貼付するものとするが、貼付位置は監督職員の指示によるものとする。

② 架台、たわみ継手、動力ケーブルは既設を流用するものとするが、排風機の設定にあたり既設の改造が必要となった場合は受注者の負担とする。

(3) 試運転調整

修繕完了後、試運転を行い、電流値、騒音・振動等を測定し異常のないことを確認すること。

8. その他

(1) 本仕様書及び添付図に明記されていない事項については、日本下水道事業団監修「機械設備工事一般仕様書(最新年度版)」並びに「電気設備工事一般仕様書(最新年度版)」によるものとする。

(2) 本業務にあたっては、機器の搬入出方法や作業手順等について担当職員と十分な打合せを行い、東宇治浄化センターの下水処理業務に支障をきたさないよう迅速かつ安全に作業を行うこと。

(3) 取替は事前に機器承諾図を提出し担当職員の承諾を得ること。

(4) 廃材は受注者がマニフェスト管理票にて処理するものとする。

(5) 本業務で新たに取替部品の追加が必要となる場合、または、取替部品に変更が生じる場合は担当職員と協議の上対応するものとする。

(6) 作業終了後は、現場の清掃及び後片付けを行うものとする。

(7) 業務実施上必要な事項は、本仕様書に明記されていなくてもこれを行うものとする。